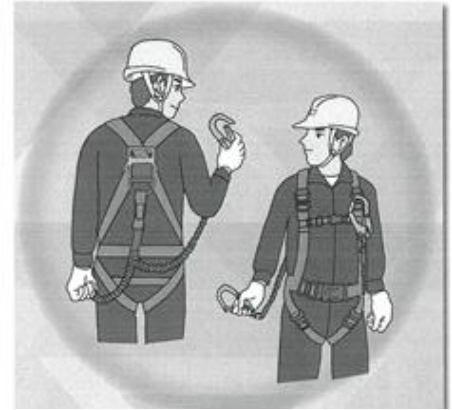


# フルハーネス型安全帯特別教育 開催ご案内

労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第41号により、高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務については、特別教育を行わなければなりません。



北海道労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会北海道支部  
<http://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

## 1. 開催日時・会場

開始10分前までに受付をしてください。

日時 令和5年4月19日(水) 9:00~16:10

会場 一般社団法人 函館建設業協会 (函館市大森町19番6号)

## 2. 講習科目

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| ① 作業に関する知識                 | 1時間00分 |
| ② 安全帯に関する知識(墜落制止用器具に関する知識) | 2時間00分 |
| ③ 労働災害の防止に関する知識            | 1時間00分 |
| ④ 関係法令                     | 30分    |
| ⑤ 墜落制止用器具の使用等方法等(実技)       | 1時間30分 |
| ⑥ 講習時間合計                   | 6時間00分 |

## 3. 時間割

時間	8:55~9:00	9:00~10:00	10:05~12:10	12:10~13:00	13:00~14:30	14:35~15:35	15:40~16:10
項目	オリエンテーション	作業に関する知識	墜落制止用器具に関する知識	昼食休憩	実技	労働災害の防止に関する知識	関係法令

## 4. 受講対象者

満18歳以上の方

## 5. 受講料

受講料(教材費込み) 8,510円(消費税込み)

## 6. 修了証

所定の科目・時間を全て受講された方へ「フルハーネス型安全帯特別教育修了証」を交付します。

建災防北海道支部で他の特別教育を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

## 7. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」(いずれかの写し)  
自動車運転免許証(住所変更されている方は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等  
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真(カラー) 2枚」(縦 3.0 cm×横 2.5 cm)  
上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影したもの。  
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの等は不可)
- ④ 「受講料」

## 8. 申込先

建設業労働災害防止協会 北海道支部 函館分会(略称:建災防北海道支部 函館分会)

## 9. 申込み時の注意事項

- ① 原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻します。(他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。)
- ② 証明写真(カラー、縦 3.0cm×横 2.5cm、裏面に氏名記入) 2枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

## 10. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等は出来ません。
- ③ 原則として、遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、開始20分以内の遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了証は交付されません。(いかなる場合でも講習開始20分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 所定の科目と時間を受講した方に修了証を交付します。途中退席した場合は修了と認められませんので、講義中に座席を離れないようにしてください。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所として利用できます。昼食休憩時間は50分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。

- ⑦ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル・缶飲料・水筒等は机の上に置いて水分補給を行うことができます。
- ⑧ 会場は禁煙です。
- ⑨ 筆記用具を持参してください。また実技でフルハーネス型安全帯を着用しますので、動きやすい服装にしてください。

## 11. 旧姓又は通称の併記について

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13（氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例）に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することはできません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※は記入しないで下さい

※受付 第 \_\_\_\_\_ 号

カラー写真2枚  
縦3.0cm×横2.5cm

写真はこの欄に糊付けしないで、写真の裏面に氏名を記入して提出してください

## フルハーネス型安全帯特別教育 受講申込書

ふりがな			性別	生年月日	昭和 平成	年 月 日 (満 歳)
氏 名			男 女			
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の有無(○印)	有 ・ 無	併記を希望する氏名又は通称			
現住所	〒 _____ 電話 ( _____ ) _____					
所属事業場	住所	〒 _____ 電話 ( _____ ) _____				
	事業場名					
	連絡責任者	所属部課名 _____				

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申 込 者  
(受講者氏名) \_\_\_\_\_

- (注) 1. この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入してください。  
2. 写真(カラー、縦3.0cm・横2.5cm、裏面に氏名記入)2枚を添付してください。  
3. この受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業において使用することはありません。

【※事務局記入欄】

※修了証番号	_____ 号
※修了証交付年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

## 建設事業主等に対する助成金

### 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）のご案内

建設業労働災害防止協会北海道支部

今回実施するフルハーネス型安全帯特別教育は、厚生労働省の人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっていますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

#### 《主な支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が16.5/1,000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

#### 《助成額》

##### 1. 経費助成

- |                     |  |
|---------------------|--|
| ①雇用保険被保険者数が20人以下の場合 | 支給対象費用の3/4                             |
| ②雇用保険被保険者数が21人以上の場合 | 35歳未満 支給対象費用の7/10<br>35歳以上 支給対象費用の9/20 |

##### 2. 賃金助成

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| ①雇用保険被保険者数が20人以下の場合 | 一人当たり日額 8,550円 [9,405円] |
| ②雇用保険被保険者数が21人以上の場合 | 一人当たり日額 7,600円 [8,360円] |
- ※ [ ] 内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

##### 3. 生産性向上助成

生産性要件を満たした場合は、上記の支給決定後、助成額が増額される場合がありますので、詳細は労働局にお聞きいただくか厚生労働省又は労働局のホームページをご覧ください。

#### 《その他留意点》

##### 1. 支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して2ヵ月以内に、必要書類一式を北海道労働局（又は管轄都道府県労働局）に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出及び手続等に関するお問い合わせ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係

札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話 011-738-1043

※ この助成金を利用する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局（又は厚生労働省）のホームページからダウンロードできます。当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書（建技様式第3号別紙1）」の受講証明は建災防北海道支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館7階 電話 011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問い合わせについては、建設業労働災害防止協会北海道支部になりますので、お間違のないようお願いいたします。